平成26年10月3日

毎週月.水. 金曜日発行

第 3821 号

	<b>=</b>	次 ————	
告 示 ○障害者の日常 自立支援医療	生活及び社会生活を総合的に	こ支援するための法律の規定による抗	旨定 1
<ul><li>公 告</li><li>○特定非営利活</li><li>○随意契約の相</li><li>○開発行為の工</li></ul>	動法人の定款変更認証の申請  手方等の公示	<b>春</b>	2
監査委員 ○監査の結果の			

# 示 ·////

# 富山県告示第421号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定 による指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号) 第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定 したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

平成26年10月3日

富山県知事 石 井 泽

指定自立支援医療機関		担当すべき自立	病院又は診療所において担当す	指定年月日	
名 称	所在地	支援医療の種類	べき医療の種類	1日足平月口	
訪問看護リハ ビリステーションゆうきの 輪	富山市新根塚 町三丁目4番 5号	精神通院医療		平成26年10月1日	
中部薬品富山花園薬局	富山市花園町 三丁目8番地 3号	精神通院医療		平成26年10月1日	

# 

# 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定による特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年10月3日

富山県知事 石 井 隆 一

- 申請のあった年月日
   平成26年9月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人とちのみ支援会
- 3 代表者の氏名小寺 一夫
- 4 主たる事務所の所在地 富山県小矢部市今石動町二丁目13番13号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者及び心身体障害者への身体介護・生活援助に関する事業や保健・医療・福祉についての講演会を行うほか、不登校児童等のカウンセリングに関する事業等を行うと共に、婚活事業を通して地域社会の発展と活力ある地域づくりを推進し、地域の人々の保健、医療又は福祉の増進及び子どもの健全育成、住みよい地域づくりや少子高齢化対策に寄与することを目的とする。

### 随意契約の相手方等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年富山県規則第68号)第12条の規定により次のとおり公示する。

平成26年10月3日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 除雪トラック (7 t 級、4×4専用車、反転式アングリングプラウ、路面整正 装置 付) 1 台
- 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地 富山県出納局総務会計課 富山市新総曲輪1番7号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成26年8月29日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所 富山日野自動車株式会社 富山県富山市高木2034番地
- 5 随意契約に係る契約金額 27.972.000円
- 4 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 167条の2第1項第8号

# 随意契約の相手方等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年富山県規則第68号)第12条の規定により次のとおり公示する。

平成26年10月3日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 除雪トラック (7 t 級、4×4専用車、反転式アングリングプラウ) 2台
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地

富山県出納局総務会計課 富山市新総曲輪1番7号

- 3 随意契約の相手方を決定した日
  - 平成26年8月29日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所 富山いすゞ自動車株式会社 富山県富山市野口 842番地
- 5 随意契約に係る契約金額48,103,200円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 167条の2第1項第8号

# 随意契約の相手方等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年富山県規則第68号)第12条の規定により次のとおり公示する。

平成26年10月3日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 小形除雪車(1,0m級)8台
- 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地 富山県出納局総務会計課 富山市新総曲輪1番7号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成26年9月4日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所 株式会社KCMJ 兵庫県加古川市平岡町土山 509番地の1
- 5 随意契約に係る契約金額

65, 669, 120円

6 契約の相手方を決定した手続 随意契約

7 随意契約の理由

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 167条の2第1項第8号

#### 随意契約の相手方等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政 令第 372号。以下「特例政令」という。) 第11条及び富山県の物品等又は特定役務 の調達手続の特例を定める規則(平成7年富山県規則第68号)第12条の規定により 次のとおり公示する。

平成26年10月3日

富山県知事 石 # 泽

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 In vivo イメージング装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地 富山県出納局総務会計課 富山市新総曲輪1番7号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成26年9月18日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所 並木薬品株式会社 富山市問屋町三丁目1番33号
- 5 随意契約に係る契約金額 31,644,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 167条の2第1項第8号

### 開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第29条第1項の規定により許可した開発行 為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成26年10月3日

富山県知事 石 井 隆

開発区域又は工区に	公 共	施設	開発許可を受けた者				
含まれる地域の名称	位置·区域	種 類	住	所	氏	名	
氷見市鞍川1096番1、1097  番1、1098番、1099番、1100  番及び1101番			石川県金沢市高 字48番地1	柳町1	株式会 薬局	社示野	
射水市青井谷92番1			高岡市角 287番 アバン・リッチ	地6 角3号	丸山	友徳	

#### 監査の結果の公表について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 199条第4項の規定に基づき、平成26年8 月に実施した監査の結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年10月3日

富山県監査委員 坂 野 裕 一 富山県監査委員 渡 辺 守 人 富山県監査委員 酒 井 三 郎

1	監査対象箇所									監 査 年 月 日
	議会事務局	議		会	1	事	務		局	平成26年8月25日
	知事政策局	知		事	Į	女	策		局	平成26年8月19日
	同	広			¥	钑			課	平成26年8月22日
	同	秘			Ī	書			課	平成26年8月21日
	同	消			ß	方			課	平成26年8月19日
	同	防	災	•	危	機	管	理	課	平成26年8月21日
	経営管理部	人			Ē	事			課	平成26年8月21日
	同	県		7	Ĩ.		大		学	平成26年8月29日

監查対象箇所 厚 生 部 同 同 同 司 同 司 司 商工労働部 同 同 司 同 同 農林水産部 同 同 土 木 部 同 司 同 司 同 出 納 局 同 司

司

司

課 厚 生 企 画 高 齢 福 祉 課

児 童 青 年 家 庭 課 障 害 祉 福 課 医 務 課 健 康 課

生 活 衛 生 課 す 政 < ŋ 策 課 商 工 企 画 課

経 営 支 援 課 業ま 課 商 ちづ V) <

立. 地 诵 商 課 労 働 雇 用 課 能 開 職 力 発 課

高岡農林振興センター 砺波農林振興センター 小矢部川ダム管理事務所

建 築 住 宅 課 Ш 土 木セ タ

+: Ш 木 セ ン タ 和田川ダム管理事務所

白岩川ダム管理事務所 富 新 港 管 理 Ш 局

検 杳 室 出 納 課 総 務 会 計 課

富 Ш 出 納 室 魚 津 出 納 室 監 査 年 月 日

平成26年8月6日 平成26年8月4日 平成26年8月4日 平成26年8月6日 平成26年8月4日 平成26年8月5日 平成26年8月5日 平成26年8月6日 平成26年8月8日 平成26年8月8日 平成26年8月6日 平成26年8月8日 平成26年8月4日 平成26年8月8日 平成26年8月29日 平成26年8月19日 平成26年8月19日 平成26年8月21日 平成26年8月22日 平成26年8月22日 平成26年8月21日 平成26年8月22日

平成26年8月19日

平成26年8月21日

平成26年8月22日

平成26年8月19日

平成26年8月22日

平成26年8月22日

#### 2 監査対象年度

平成25年度

#### 3 監査結果

財務に関連する事務事業については、大方の監査対象箇所において、おおむね 適正に行われていると認められたが、一部において次のとおり留意改善すべき事 項があったので、今後、一層適正な執行に努められたい。

### 〈〈注意事項〉〉

- ア 歳入調定に遅延しているものがあった。(3箇所)
- イ 収入科目を誤っているものがあった。
- ウ 資金前渡金の取扱いに適正を欠くものがあった。(2箇所)
- エ 補助金の額の確定が適正でないものがあった。
- オ 支出科目を誤っているものがあった。
- カー予定価格調書のないものがあった。
- キ 交通事故による損害が生じた。(2箇所)
- ク 施設管理事故による損害賠償があった。
- ケー財産報告の内容を誤っているものがあった。
- コ 備品使用簿、物品出納計算書及び物品現在高調書の内容を誤っているもの があった。
- サ 普通財産貸付台帳に登録漏れがあった。
- シ 備品等照合点検票が作成されていなかった。
- ス 財産に関する調書が提出されていなかった。